

PERENNIAL SC

入会のご案内



ペレニアル SC

ペレニアル サッカークラブ 規約

- <名称> 本クラブは、ペレニアル サッカークラブ（ペレニアルSC）と称する。
- <目的>
- ◆「自主自立の精神」をモットーに、サッカーを通じて常に自分で考えて判断し行動できる選手の育成を目指します。
 - ◆「夢」や「思い」を言葉で伝え、行動で示すことができる「人」になれるよう、常に目的意識をもちながらコミュニケーションスキル・礼儀・マナー・モラルの向上を目指します。
 - ◆子ども達が、からだを動かすことが大好きになるような環境をつくり、生涯を通してスポーツを楽しみ続けることが出来るための土台作りの場を提供します。
 - ◆「サッカーのまち・豊田市」を実現させるため、豊田市が推進する地域総合型スポーツクラブや近隣大学との協力体制のもと、地域に根差したサッカークラブを目指します。
- <入会資格> 本クラブの趣旨に賛同し本規約を確認のうえ、これを遵守することを承諾した方で、かつ健康状態が本クラブの受講および施設の利用に支障のない方とする。
- <資格の停止・および除名>
- 本クラブは、会員が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる。
- ・本規約に定める事項に違反したとき。
 - ・本スクールの信用を著しく害し、また会員としての品位を損ったり、その他公の秩序に反したとき。
 - ・施設等を故意にまたは過失により破損したとき。
 - ・その他会員としてふさわしくないと、本クラブが認めたとき。
- <指導> 本クラブの会員は、定められた日程・時間に指導を受ける資格を有する。
但し、季節などにより指導時間を、変更する事がある。
- <入会手続> 入会希望者は、別に定める入会申込用紙に必要事項を記入の上、提出し年間運営費・スポーツクラブ会員登録費・傷害保険代・月会費を指定口座に振り込むものとする。
- <年間運営費> [幼児～3年生]入会時が4～6月を3,000円、7～9月を2,500円、10～12月を2,000円、1～3月を1,500円
[4年～6年生]入会時が4～6月を5,000円、7～9月を4,500円、10～12月を4,000円、1～3月を3,500円
納入され年会費は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。
- <月会費> 月会費は、4月～6月・7月～9月・10月～12月・1月～3月分(3ヶ月分)をまとめて、前月中に指定口座に納入する。(1年分一括払いも可能。)入会時が中途の場合、3～5週目を[全学年]月会費の半額とする。
また、参加する残り月の月会費を一括して納金する。
- <退会・休会> 休会・退会を申告する場合には、前月の15日までに所定の用紙に記入し、必ずコーチまたは事務局まで提出しなければならない。指定日までに退会および休会手続きがない場合は月会費全額支払いとする。
休会は期限3ヶ月以内とし、これを超える場合は会員資格を失うものとする。
但し、特別理由と認める時はこの限りではない。
- <通知義務> 会員は住所・電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本クラブに報告しなければならない。
- <健康管理> 本クラブに参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし、本クラブは一切の責任を負わない。
- <傷害事故> 練習中又は、試合中の事故については、本クラブで応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。
- <傷害事故補償> 本クラブの練習、試合中の事故については、本クラブの傷害保険範囲内にて責に任ずるものとし、その範囲を超える責任は、一切負わないものとする。
- <実施日の確定> 本クラブの実施日は、別に定める通りとする。
本クラブは利用施設の管理運営上、やむを得ない場合は連絡の上、本クラブの中止または制限をすることができるものとする。
悪天候及びグラウンド不良の為、本クラブの活動を中止する場合があるが、原則として振替は行わない。

以上

○活動日時・会場・会費について

カテゴリー	曜日	時間	会場	会費
幼児 (U-4・5・6)	火	16:30~17:30	井上公園	《週1回》2,160円/月 《フリー》3,240円/月
		16:20~17:20	東山運動広場	
	水	16:20~17:20	末野原運動広場	
	木	16:20~17:20	棒の手ふれあい広場	
		17:15~18:15	足助小学校	
金	16:20~17:20	東山運動広場 柳川瀬サッカー場		
小学1・2年生 (U-7・8)	火	16:30~17:30	井上公園	《週1回》3,240円/月 《フリー》4,320円/月 ※土・日2回/月程度 試合
		16:20~17:20	東山運動広場	
	水	16:20~17:20	末野原運動広場	
	木	16:20~17:20	棒の手ふれあい広場	
		17:15~18:15	足助小学校	
金	16:20~17:20	東山運動広場 柳川瀬サッカー場		
小学3・4年生 (U-9・10)	火	17:30~18:45	井上公園	3年生 (U-9) 《週1回》3,240円/月 《フリー》4,320円/月 ※土・日2回/月程度 試合
		16:20~17:20	東山運動広場	
	水	17:30~18:45	末野原運動広場	
	木	17:30~18:45	棒の手ふれあい広場	4年生 (U-10) 《週1回》3,240円/月 《フリー》4,320円/月 《スペシャル》5,400円/月
		18:30~20:15	足助小学校	
金	17:30~18:45	東山運動広場 柳川瀬サッカー場		
小学5・6年生 (U-11・12)	火	19:00~21:00	東山運動広場	《週1回》4,320円/月 《フリー》5,400円/月 《スペシャル》6,480円/月
	水	19:00~21:00	末野原運動広場	
	木	19:00~21:00	棒の手ふれあい広場	
		18:30~20:15	足助小学校	
	金	19:00~21:00	東山運動広場 柳川瀬サッカー場	

年間運営費 (年1回)	<p>【幼児～3年生】 4～6月＝3,000円・7～9月＝2,500円・10～12月＝2,000円・1～3月＝1,500円</p> <p>【4年～6年生】 4～6月＝5,000円・7～9月＝4,500円・10～12月＝4,000円・1～3月＝3,500円</p> <p>※初年度は、入会月により金額が異なります。 ※兄弟2人目からは年間運営費無料</p>
スポーツ傷害保険代	【全学年】 800円/年
地域総合型 スポーツクラブ会員登録費 (グラウンド確保依頼)	<p>・新規会員登録費 (入会金500円・年会費1,000円)</p> <p>・継続会員登録費 (年会費1,000円)</p> <p>(棒の手・井上=いさとスポーツクラブ、東山・末野原=美里スポーツクラブ、柳川瀬=かみごうスポーツクラブに加入します。)</p>
月会費	<p>【第1期】 4～6月＝3月中に納入 (3ヶ月分) 【第2期】 7～9月＝6月中に納入 (3ヶ月分)</p> <p>【第3期】 10～12月＝9月中に納入 (3ヶ月分) 【第4期】 1～3月＝12月中に納入 (3ヶ月分)</p>
◆会費等のお支払について◆	年間運営費＋スポーツ傷害保険代＋スポーツクラブ会員登録＋月会費 を一緒に納入
振込先	<p>(棒の手・井上)会場 = (豊田信用金庫 藤岡支店 普通 1035075 株式会社フィールダー)</p> <p>(東山)会場 = (豊田信用金庫 藤岡支店 普通 1046812 株式会社フィールダー)</p> <p>(末野原・柳川瀬)会場 = (豊田信用金庫 藤岡支店 普通 1035067 株式会社フィールダー)</p>

<問合せ先> ペレニアルSC事務局 TEL 090 - 4234 - 5613 (山田) /FAX 0565 - 77 - 0018
E-mail: toyotasc@hm8.aitai.ne.jp

○連絡方法について

雨天中止連絡等はメールにてご連絡します。申込書の E-Mail の欄に必ずアドレスをご記入下さい
【E-mail:①toyotasc@hm8.aitai.ne.jp ②toyota.sc@mopera.net】

○公式ホームページについて

ペレニアル SC の情報（年間・月間予定、大会参加、試合結果、各種申込書フォーマット等）は「ペレニアル SC 公式ホームページ <http://perennialsc.com/>」でご確認ください。

スポーツ安全保険について

入会にあたり、必ずスポーツ安全保険に加入していただきます。

この保険は、スポーツ・文化・社会奉仕活動を行う 5 名以上のグループを対象として、往復途中も含めたグループ活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故を補償するものです。また、心臓麻痺などの突然死に対して共催見舞金が支払われます。

【補償額】

年間掛金	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額	共済見舞金
	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
800 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	身体・財物賠償 合算 1 事故 5 億円	180 万円

【保険期間】

第 1 回目の練習日～翌年 3 月 31 日まで

- けが等で保険の適用を希望される場合は、速やかにコーチまたは事務局へご連絡下さい。
手続きにつきましては、その時に詳細をご説明させていただきます。
- 事故の日から 1 ヶ月以内に保険会社に届出を行わないと、保険金が支払われない場合があります。通院・入院の必要なケガをされた場合はすぐにご連絡下さい。

【申請の流れ】

- ① 事故発生（練習中・往復・その他スポーツ教室活動中全般）
↓ 事故通知書（別途添付）を事務局へ提出（同時に休会届が必要な場合は提出）
- ② 事務局より、スポーツ安全協会に書類提出
↓
- ③ スポーツ安全協会より、保険対象者へ保険金請求書を郵送
↓
- ④ 治療
↓
- ⑤ 全ての治療が終了後、保険金請求書・その他必要書類を準備し事務局へ提出
↓
- ⑥ 終了（後日、指定口座に保険対象金が入金）

